

## 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：学校設置者等及び教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

規制の名称：(1) 学校設置者等が講ずべき措置

(2) 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

規制の区分：(新設) 改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：こども家庭庁成育局安全対策課

評価実施時期：令和6年3月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### ① 規制を実施しない場合の将来予測 (ベースライン)

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

民間も含めた教育、保育等を提供する事業者において、こどもへの性犯罪防止対策が立ち遅れることになる。

#### ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討 (新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯 (効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと) を明確かつ簡潔に記載する。

児童等に対する性犯罪・性暴力については、児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることや、児童等の性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われることがあり、第三者が被害に気付くきっかけをつかみにくく被害が長期化するおそれが高いことから、その発生を未然に防止すべきである。

また、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業においては、①被用者が児童等を指導するなどし、支配的・優越的立場に立つこと (支配性)、②被用者が児童等に対して継

続的に密接な人間関係を持つこと（継続性）、③親等の監視が届かない状況の下で預かり、教育、保育等をする事（閉鎖性）といった事業や業務の性質を有することから、対象業務に従事する者による児童等に対する性被害が生じるおそれがある。

このため、教員等及び教育保育等従事者による児童等に対する性暴力等の防止等をする責務を有する、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業者に対して、以下の措置を講じることを求めるものである。

なお、（犯罪事実確認を除く）これらの措置の中には、これまでも任意的な取り組みとして実施されているものもあるが、教育、保育等を提供する事業において、児童等が性被害に遭う事件が後を絶たない現状を踏まえ、児童対象性暴力等を効果的に防止するため、本法律に規定する学校設置者等及び認定事業者に対しては、法律上の義務として求めることとした。

#### （１）学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談等児童対象性暴力等の早期把握のための措置、児童等が相談を行いやすくするための措置
  - ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、（３）に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に従事させないこと等）を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

#### （２）民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、（１）に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には（１）に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

#### （３）犯罪事実確認の仕組み等

- ・ （１）及び（２）の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、一定の期間における特定性犯罪前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能。
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理（情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等）

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

本法律案では、学校設置者等及び認定事業者が一定の措置を講ずることを義務付けているが、その例としては、教員等に研修を受講させることや児童等との面談・児童等が相談を行いやすくするための措置が挙げられる。これらの措置を実施するためには、各学校設置者等及び認定事業者において一定の遵守費用が生じると考えられるが、一方で、制度の施行を待たず既にこれらの措置をとっている事業者もいるものと思われ、その場合には新たな遵守費用が発生しないこともある。このように、各事業者における取組状況は区々であるほか、各事業者における人件費等の単価も様々であって、これらの措置を実施する上で追加的に生じる所要時間も現時点では不明であり、一般化して費用を計算することは困難である。

#### 【行政費用】

本規制により、行政には交付申請を受けて犯罪事実確認書を交付することや、認定等の申請を受けて審査を行い認定等をするか判断すること、認定事業者等の監督等についての行政費用が生ずる。具体的には①制度運用に係るシステム開発関連費用、②制度運用に係る研修素材及びマニュアル・ガイドラインの作成に係る調査研究経費、③制度の周知広報経費、④制度運用に係る事務委託経費などが考えられるが、現時点では具体的な措置の内容や運用が定まっておらず、行政費用の定量化や金銭価値化は困難である。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和ではないため、該当せず。)

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本法律により、学校設置者等及び認定事業者が、児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復しがたい重大な影響を与えるものである児童対象性暴力等の発生を効果的に防止することができ、ひいては本法律案の目的である児童等の心身の健全な発達に寄与することができる。

なお、その効果については、本規制により発生防止の取組をしなかった場合に行われうる児童対象性暴力等の件数や態様等を検証することが困難であるため、定量的に記載することは困難である。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

児童等を取り巻く安全・安心及び児童等の心身の健全な発達はその性質上、金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和ではないため、該当せず。）

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制を起点として、社会全体として、子どもたちを性暴力から守る社会的意識を高めていくことができる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記③のとおり、本規制により、学校設置者等及び認定事業者には児童対象性暴力等の防止のための措置等についての遵守費用が生じ、行政には交付申請を受けて犯罪事実確認書を交付すること等についての行政費用が生ずるが、これらの費用は、児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復しがたい重大な影響を与えるものである児童対象性暴力等を効果的に防止するためには妥当なものであり、必要かつ合理的なものであるといえる。なお、これらの費用を軽減するため、必要な手続が簡便なものとなるよう、運用体制やシステムの整備等を検討中である。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

⑨に記載のとおり、本規制により遵守費用及び行政費用が発生したとしても、これらの費用は児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復しがたい重大な影響を与えるものである児童対象性暴力等を効果的に防止等するためにはやむを得ないものであり、必要かつ合理的なものである。したがって、規制のオプション比較により費用・効果（便益）の観点から説明することは困難である。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

（審議会等において事前評価を利用していないため、該当せず。）

## 8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本法律案の施行後 3 年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、学校設置者等、教員等、民間教育保育等事業者、教育保育等従事者及び特定性犯罪事実該当者の範囲を含め、児童対象性暴力等の防止に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

費用について、③で述べた行政費用は具体的にどの程度発生したかで把握可能であるが、効果（便益）については、⑤で述べたとおり定量的に記載することは困難である。